

新行経第235号
令和7年8月20日

教育長
公営企業管理者
各部・各区長
会計管理者 様
消防局長
行政委員（会）事務局長

副市長 野島 晶子
副市長 井崎 規之
(担当 総務部行政経営課)

街区液状化対策室の設置について（依命通達）

能登半島地震被害からの復旧復興に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、復旧・復興推進本部を設置してきた。次なるフェーズとして、このたび都市計画課内に「街区液状化対策室」を設置し、体制を強化することとした。

今後、将来の地震に備えた街区単位の液状化対策について、制度の詳細を構築するとともに、希望地域の募集を開始することから、説明会の実施、地域からの相談対応など、住民対応に万全を期す必要がある。

当該事業は、住民負担の在り方や事業の継続性など多角的に検討を要する必要がある、同室のみならず組織横断的な対応が必須となる。

貴職においては、街区単位の液状化対策に関する業務が確実に行われるよう協力するとともに、部下職員にも積極的に協力するよう周知、徹底することを命により通達する。

記

- 1 街区液状化対策室の担当する事務の内容
宅地液状化防止事業に関する事項
- 2 街区液状化対策室の設置時期
令和7年8月20日から